

日本レコード協会規格

RIS 505-2009

ISRC 管理運営規程

1993 年 9 月 2 日制定

2004 年 1 月 30 日改正

2006 年 1 月 13 日改正

2009 年 3 月 13 日改正

社団法人 日本レコード協会

日本レコード協会規格

RIS 505-2009

ISRC 管理運営規程

1. **目的** この規格は、JIS X 0308 に基づく ISRC システムの円滑な普及促進と、その適切な維持管理を図ることを目的とする。
2. **適用範囲** この規格は、指名された日本の国内 ISRC 登録管理機関 [National ISRC Agency] が、ISRC システムを管理運営するために必要な事項について規定する。
3. **引用規格** この規格の引用規格を次に示す。引用規格はその最新版を適用する。

JIS X 0304	国名コード
JIS X 0308	国際標準レコーディングコード (ISRC)
RIS 503	国際標準レコーディングコード (ISRC)
4. **国内 ISRC 登録管理機関の役割** 国内 ISRC 登録管理機関の役割を、次に示す。
 - (1) ISRC システムの普及及び国内ルールの管理・徹底
 - (2) 登録者コードの割当及び管理
 - (3) ISRC 実施状況の調査及び国際 ISRC 登録管理機関への定期報告
 - (4) ISRC システムの普及・運用に関する国際 ISRC 登録管理機関との連携
 - (5) その他、国内 ISRC 登録管理機関としての任務遂行に必要な業務
5. **ISRC 付与の方法**
 - 5.1. **申請種別** レコーディングに ISRC を付与するには、次のいずれかのプランを選択し、申請する。
 - 5.1.1. **ユーザー発行・管理プラン** 登録者コードを独自に取得し、登録者として ISRC の年次コード及びレコーディング番号を付与し、管理を行う。
オーディオ又は音楽ビデオレコーディングを定期的に製作又は発売している実績がある、あるいは年間 50 レコーディング以上の定期的な製作又は発売予定があるレコーディングの製作者は、この方法による ISRC 付与が推奨される。
 - 5.1.2. **事務局発行・管理プラン** レコーディングの詳細を国内 ISRC 登録管理機関に通知することにより、レコーディング単位で ISRC を取得する。
オーディオ又は音楽ビデオレコーディングを定期的に製作又は発売している実績がなく、将来の製作又は発売予定レコーディング数も限られているレコーディングの製作者は、この方法による ISRC 付与が推奨される。
 - 5.2. **申請の要件** 日本に居住する、自らが権利を有するオーディオ又は音楽ビデオレコーディングの善良な製作者 (又は権利者) であること。

5.3. 申請・通知方法 この規格の別冊である「ISRC 運用基準」(以下「別冊」という。)で規定する。

6. 責務 ISRC を利用するレコーディング製作者は、次の責務を負うものとする。

なお、(2)～(4)については、登録者コード抹消後もその責務を免れない。

- (1) 法人の場合、社内に ISRC 管理責任者を置き、ISRC システムの実施を促進する。
- (2) 使用されるデジタル音楽媒体に、その仕様に基づいて、マスタリング又はオーサリングの段階で ISRC をエンコードする。
- (3) レコーディングに関わるすべての申請・許諾文書に ISRC を記載する。
申請・許諾文書とは、レーベルコピー(編成表)、貸出、譲渡等の文書を意味する。
- (4) ISRC の実施、運用及び管理について、国内 ISRC 登録管理機関より確認の問合せがあった場合には、速やかに応じる。
- (5) 登録内容に変更が生じた場合には、別冊で規定する方法により、その旨を速やかに国内 ISRC 登録管理機関に報告する。
- (6) レコーディングと ISRC の管理者が変更された場合には、別冊で規定する方法により、その旨を速やかに国内 ISRC 登録管理機関に報告する。
- (7) その他、追加規定に準ずる。

6.1. 「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーの追加責務 ユーザー発行・管理プランで登録者コードを取得したレコーディングの製作者は、上記責務に加え、次の責務を負うものとする。

- (1) RIS 503 に準拠し、自社のすべてのレコーディングに適確に ISRC を付与する。
- (2) ISRC 付与に関する正確かつ詳細な情報(以下 ISRC メタデータという)を管理する。
- (3) ISRC メタデータを、別冊で規定する方法により、国内 ISRC 登録管理機関に報告する。
- (4) ISRC の継続的な運用が困難になった場合には、別冊で規定する書類によって、速やかに登録者コード割り当ての抹消を申請する。
- (5) 年間事務手数料を納付する。

7. 登録者コードの抹消 国内 ISRC 登録管理機関は、以下のいずれかの場合に「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーに対する登録者コードの割り当てを抹消し、その旨を当該ユーザーに通知することができる。

- (1) 登録者コードを割り当てたレコーディング製作者が、レコーディングに対する ISRC の付与及びレコードへの ISRC のエンコードを適確に行っていないとき。
- (2) 登録者コードを割り当てたレコーディング製作者から、レコーディングを製作し商品を発売しているにもかかわらず、長期にわたり ISRC メタデータの報告がないとき。
- (3) 登録者コードを割り当てたレコーディング製作者の管理責任者が不在となったとき。
- (4) 登録者コードを割り当てたレコーディング製作者が、国内 ISRC 登録管理機関からの ISRC 実施に関する要請等に応じないとき。
- (5) 一定以上の期間、登録者コードを割り当てたレコーディング製作者が申請した連絡先において連絡が取れないとき。

- (6) 別途規定された登録者コード割り当てに係る事務手数料の支払が滞ったとき。
- (7) その他、正当な理由が認められるとき。

- 8. 管理運営方法の変更** この規格によらない管理運営方法の制定及び変更は、社団法人日本記録協会所定の手続をもって行うものとする。

RIS 505-2009

ISRC 管理運営規程 解説

1. 規格制定・改正の経緯 “国際標準レコーディングコード (ISRC)”は、オーディオ及びオーディオビジュアルのレコーディングを国際的に一義的に識別管理することを目的として、1989年に国際規格(ISO 3901)として制定され、我が国においても1992年に日本工業規格(JIS X 0308)が制定された。

社団法人日本レコード協会(RIAJ)は、早い時期からISRCの採用を決定し、1989年には“ISRC運用基準(RIS 503)”を制定していたが、JIS規格の制定を機に、我が国におけるISRCシステムの円滑な普及促進と、その適切な維持管理を計るため、“ISRC管理運営規程(RIS 505)”を作成・制定した。

2004年には、国内外の規格改正(ISO 3901:2001, JIS X 0308:2002)を受け、それら規格との整合性を図りつつ、さらに国際ISRC登録管理機関(IFPI)が作成・発行する“ISRCハンドブック”に柔軟に対応すべく、国内運用規程類の全面的な改正を行った。また、2006年には、レコーディングの商品形態多様化を背景に、国内ISRC登録管理機関としてのISRC情報管理面を見直し、ISRC利用者の責務を変更した。

今回の改正は、ISRCの精度向上と利用者の理解促進を目的として、申請種別名および申請手順、一部の責務を変更するものである。

2. この規格の概要 この規格の本体は、ISRCの国内管理運営方針、すなわち国内登録管理機関の役割、登録者コードの取得及び抹消、登録者コード取得者の責務、及びこれらに関連した内容を規定している。

なお、関連規格であるRIS 503「国際標準レコーディングコード(ISRC)」には、国際規格(ISO 3901)、日本工業規格(JIS X 0308、以下JIS規格)に示されるISRCの概要と基本原則が、またこの規格の別冊であるRIS 505別冊「ISRC運用基準」には、比較的頻繁な改正が予想される実践上の手引きやフォーム類が規定されている。

3. 主な改正点 主に以下の点について改正を行った。

(1) **ISRC付与の方法 [本体の 5.1. 及び 5.2.]** 申請種別を、「登録者コード取得」から「ユーザー発行・管理プランの申請」に、「個別ISRCの取得」から「事務局発行・管理プラン」にと、直観的に理解しやすい名称に改めた。

(2) **責務 [本体の 6.]** 申請種別の違いは主に「ISRCの発行・管理主体の違い」にあるが、ISRCシステム利用者としての責務には共通するものが多い。そこで共通の責務をまとめ、登録者コード取得者に限り生ずる責務を「『ユーザー発行・管理プラン』ユーザーの追加責務」として追記した。

(3) ISRCに付随する情報(メタデータ)は、事務局発行・管理プランでは事務局が発行・管理し、ユーザー発行・管理プランでは事務局に随時報告される。これにより、新規に発行されるISRCはすべてデータで収集されるため、商品から読み取ったISRC情報に依存する必要がなくなった。

前回の改正で追加されたISRCメタデータの報告責務の実施状況を背景に、今回の改正で「商品と同等の製作物を各1点提供する」責務を廃止した。

- (4) **登録者コードの抹消 [本体の 7.]** 商品と同等の製作物提供の責務廃止に伴い、それに係る規定を削除し、代わりに ISRC メタデータを不正に報告しない場合の規定を追加した。

4. **原案作成委員会** この規格の原案作成は、ISRC ワーキングチームが担当した。

ISRC ワーキングチーム構成表

(委員)	鈴木 順三	ビクターエンタテインメント株式会社	コンテンツ技術部
	中山 達也	ユニバーサルミュージック株式会社	管理本部プロダクション・マネージメント・グループ
	長瀬 元晴	株式会社 EMI ミュージック・ジャパン	管理本部サプライチェーングループ
	前田 義治	株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ	SME 制作進行部
	福井 利行	株式会社ポニーキャニオン	経営情報本部情報技術部
	中川 裕隆	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン	業務本部業務部
	府 金 功	エイベックス・マーケティング株式会社	経営管理本部業務部
(事務局)	畑 陽 一郎	(社)日本レコード協会	情報・技術部
	赤塚 祐一郎	(社)日本レコード協会	情報・技術部
	藤岡 浩子	(社)日本レコード協会	情報・技術部

審議改正 : 社団法人 日本レコード協会 情報・技術委員会 (2009.3.13)
原案作成 : ISRC ワーキングチーム (2009.3.12)
発行 : 社団法人 日本レコード協会
東京都港区北青山 2-12-16 北青山吉川ビル (〒107-0061)
電話 (03) 6406-0510 ~ 6
